

令和4年度 第1回横浜市男女共同参画審議会

令和4年8月2日(火)
13:00~14:45
市庁舎18階 なみき16・17

次 第

開 会

- ・政策局男女共同参画担当理事あいさつ
- ・委員の自己紹介

議 事

- 1 第5次横浜市男女共同参画行動計画の実施状況について 資料1-1・2

報告事項

- 1 よこはまグッドバランス賞認定委員会について 資料2
- 2 横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について 資料3-1~4

そ の 他

閉 会

<参考資料>

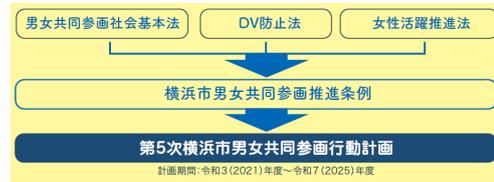
- ・女性版骨太の方針2022(女性活躍・男女共同参画の重点方針2022)

第5次横浜市男女共同参画行動計画の実施状況について

I 第5次横浜市男女共同参画行動計画の概要

■趣旨・位置づけ

横浜市男女共同参画行動計画は、横浜市男女共同参画推進条例に基づく行動計画であり、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に規定する計画にあたります。



計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間です。

■基本姿勢

- ① SDGsの視点を踏まえた計画の推進
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組
- ③ 市役所が率先する姿勢

■政策・施策の体系（横浜市の現状と課題を踏まえて）

政策1 女性活躍のさらなる推進	施策1 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進
	施策2 誰もが働きやすい職場づくりや社会環境づくり
	施策3 市役所における女性活躍・男女共同参画と働き方改革
政策2 安全・安心な暮らしの実現	施策4 DV防止とあらゆる暴力の根絶
	施策5 困難を抱えた女性への自立支援
	施策6 ライフステージに応じた女性の健康支援
	施策7 多様な性のあり方への支援と理解の促進
政策3 誰もが活躍できる 豊かな地域・社会づくり	施策8 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進
	施策9 地域・教育における男女共同参画の推進
	施策10 広報・啓発による意識改革と機運醸成
行政運営	計画の推進に係る体制整備

横浜市の現状と課題

実質的な男女格差、コロナによる雇用情勢の悪化 <ul style="list-style-type: none"> ・働く女性は増えたが、働く実態として実質的な男女格差は大きく、様々な課題がある ・新型コロナによる雇用情勢の悪化は、特に非正規職の多い女性へ大きく影響 	誰もが働きやすい職場づくりへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業では人力的に余裕がないことなどから、取組は道半ばの状態 ・新型コロナ対応により多様で柔軟な働き方の推進は、企業規模問わず喫緊の課題に
性別にまつわる困難やリスクの顕在化 <ul style="list-style-type: none"> ・DVや性暴力などの被害、経済的困窮など、特に女性において問題が深刻 ・新型コロナの影響により、性別にまつわる困難やリスクがさらに拡大 	根強く残る性別役割分担意識 <ul style="list-style-type: none"> ・「夫は仕事、妻は家庭」は薄れつつあるが、いまだ女性に家事育児等の分担が大きく偏る ・外出自粛や在宅勤務への対応により、女性の負担増の一方、男性の役割に変化の兆し

■行動計画の指標

行動計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「成果指標」と「活動指標」の2つの指標を設定しています。

成果指標	男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標です。 行動計画全体に対して設定しています。
活動指標	行動計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データです。 施策ごとに設定しています。(施策10は、施策1~9を広報・啓発の面から集約した施策であるため、活動指標は設定しません。)

2 行動計画の進捗状況

■成果指標の進捗状況

成果指標	計画策定時	目標値	令和3年度実績
管理職に占める女性の割合	17.2%(令和2年度)	30%以上	市内企業 課長級以上 18.7%
	17.9% (令和2年4月1日)		市役所 課長級以上 19.0% (令和4年4月1日速報値)
	23.7% (令和2年4月1日)		市役所 係長級以上 24.9% (令和4年4月1日速報値)
男性の育児休業・休暇取得率	17.6% (令和2年度)	30%	市内企業 育児休業 15.7%
	16.5% (令和元年度)	1か月以上	市役所 育児休業 24.1% (令和2年度)
	10.2% (令和元年度)	30%	市役所 1か月以上 15.8% (令和2年度)
	78.0% (令和2年度)	100%	市役所 育児関連休暇 87.3% (令和2年度)
家庭生活において男女が平等 になっていると思う市民の割合	33.0% [男性40.9%、女性25.3%] (令和2年度)	10ポイント増	33.0% [男性40.9%、女性25.3%] (令和2年度)
市民のDV理解度	59.8% (令和2年度)	各10ポイント増	精神的暴力 59.8% (令和2年度)
	74.1% (令和2年度)		性的暴力 74.1% (令和2年度)

第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和3年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和3年度実績
1	女性の就労支援窓口への相談件数 ^{※1}	2,762件 (令和元年度)	2,800件 (令和3年度)	2,376件
	女性管理職登用に向けた取組を実施している企業の割合	21.4% (令和2年度)	30%	26.5%
	女性起業家の支援件数 ^{※2}	1,345件 (令和元年単年度)	6,000件 (令和3-7年度累計)	1,869件
2	よこはまグッドバランス賞認定企業数	199社 (令和2年度)	300社	205社
	横浜健康経営認証制度新規認証事業所数	585事業所 (平成30-令和2年度累計)	785事業所 (平成30-令和7年度累計)	815事業所
	保育所待機児童数	27人 (令和2年4月1日)	0人	11人 (令和4年4月1日)
	ハラスメント対策を実施している企業の割合 ^{※3}	36.8% (令和2年度)	50%	48.4%
3	市職員の年次休暇取得率(10日以上)	市役所職員 ^{※4} 75.9% (令和元年度)	100%	80.4% (令和2年度)
		市立学校教職員 75.4% (令和元年度)		88.8%
	市役所における女性職員の係長昇任試験受験率(事務A区分)	21.9% (令和2年度)	50%	21.60%
	女性割合40%未満の附属機関数(3人以下の附属機関を除く)	59機関	30機関	36機関

※1: 男女共同参画センター「女性とごと 応援デスク」相談及び横浜市就職サポートセンター女性就労相談の合計件数

※2: 「女性起業家のための経営・創業相談、講座」等を通じて支援した件数

※3: 職場のあらゆるハラスメントについて、対策を実施している事業所の割合

※4: 企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)

※5: 市立高校教職員を除く

第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和3年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和3年度実績
4	DVに関する相談窓口の認知度 ^{※6}	70.6% (令和2年度)	80%	70.6% (令和2年度)
	DVに関する相談件数	4,604件 (令和元年度)	5,300件 (令和6年度)	4,456件
5	市の支援事業によるひとり親の就労数	337人 (令和元年単年度)	2,300人 (令和2-6年度累計)	565人 (令和2-3年度累計)
6	産婦健康診査の受診率	83.4% (令和元年度)	89.0% (令和6年度)	87.7% (令和3年度)
	子宮頸がん・乳がん検診の受診率	子宮頸がん 52.2% (令和元年度)	各50%維持 (令和4年度)	子宮頸がん 52.2% (令和元年調査) ※令和3年度実績は令和5年夏ごろ公表予定
	乳がん 51.6% (令和元年度)	乳がん 51.6% (令和元年調査) ※令和3年度実績は令和5年夏ごろ公表予定		
7	多様な性のあり方を理解している市民の割合 ^{※7}	70.9% (令和2年度)	80%	70.9% (令和2年度)

※6: 男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合

※7: ヨコハマeアンケート「LGBTなど性的少数者に関するアンケート」において、性的少数者に対するイメージについて「多様性や個性のひとつである」と回答した人の割合

第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和3年度)

政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和3年度実績
8	平日・共働き世帯における女性と男性の家事・育児・介護時間の割合	4:1 (令和2年度)	3:1	4:1 (令和2年度)
	地域の父親育児支援講座の参加者数	728人 (令和元年単年度)	7,640人 (令和2-6年度累計)	1,935人 (令和2-3年度累計)
9	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とは考えない市民の割合 ^{※8}	53.4% (令和2年度)	10ポイント増	53.4% (令和2年度)
	女性の視点を取り入れた地域防災訓練を実施している地域防災拠点数	163/459拠点 (令和元年度)	230拠点 ^{※9}	38拠点

※8: 男女共同参画に関する市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対して「反対」「どちらかという反対」と回答した人の割合

※9: 全地域防災拠点が女性の視点を取り入れた防災訓練を2年に1回実施することを目標として設定

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和3年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組	取組内容	所管局	所管課
女性の就労支援	女性としごと 応援デスク	・女性の就業を支援するための総合相談窓口「女性としごと 応援デスク」を3館で展開。就活ナビゲーターによる相談、キャリア・カウンセリング、女性のための職場の人間関係・ハラスメント相談、社会保険労務士による労働サポート相談、シングルマザーのための就労相談、働く女性・働きたい女性のためのマネー&ライフプラン相談、シングルマザーのための就労相談を実施。少人数でのミニセミナーを開催(8回)。相談・参加者数のべ1,692人。 ・コロナ下での経済状況悪化による休業や失業等の相談として「《コロナ下》女性のしごと暮らし 電話相談」を実施(4~1月)。相談件数のべ155件(人)。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	横浜市就職サポートセンター	・求職者に対して就職に関する個別相談を実施(529件)	経済局	雇用労働課
	その他の取組	・女性の就業への参画を推進するため、基本的なパソコンスキルの習得をめざす「女性のためのパソコン講座」を実施。年間59講座(144コマ)、参加者数552人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
女性管理職の育成や登用促進	経営者、管理職の意識改革	・経営者向け女性リーダー育成セミナーの開催(オンライン配信視聴回数268回) 主によこはまグッドバランス賞認定企業を対象に、女性リーダー育成の重要性について理解促進を図ることを目的に「イクボスで誰もが活躍できる職場に女性リーダーが育つ社会と、その経営者」(講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン 川島高之氏)を動画で配信。	政策局	男女共同参画推進課
		・ダイバーシティや女性活躍推進がコロナ下の企業経営に欠かせないことへの理解を深めるため「アンコンシャス・バイアスへの気づきを組織の力に~多様な人材をいかすヒント」セミナーを開催。参加者数16社より21人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	女性のリーダーシップ開発のための環境整備	・プレリーダー層の女性を対象に、自分なりの働き方やキャリアの描き方を考える目的で「女性のためのキャリアデザインプログラム」講座(全3回)を開催、参加者数9社より12人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
女性の起業と起業後の成長支援	女性起業家のための経営・創業相談	・「女性のための起業準備相談」のべ153件 ・「女性起業家のためのHP・ブログ相談」のべ43件	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		・女性起業家支援相談件数:1,484件	経済局	新産業創造課
	成長段階にあわせた女性起業家支援	・起業初期の女性を対象に起業準備セミナーを2回開催(内オンライン1回)参加者数のべ48人。 ・「女性起業家たまご塾」(前期「ビジネスプラン完成コース」)参加者数16人、(後期「集客のためのHP設計コース」)参加者数10人。 ・スキルアップセミナー「初めて人を雇う時の基礎知識」参加者数20人、「ネット集客の基礎知識(オンライン)」参加者数22人、「無料アプリではじめる『商品PR動画入門』(オンライン)」参加者数30人。 ・フォローアップセミナー「女性起業家たまご塾15周年記念トークイベント&交流サロン」参加者数のべ43人。 ・メールマガジンを年13回発信し、女性起業家に役立つ情報を提供。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		・輝く女性起業家プロモーション事業(女性起業家の商品・サービス等のPRによる販路拡大支援の取組:1回)	経済局	新産業創造課
働く女性のネットワークづくり	働く女性のネットワーク形成支援	・横浜女性ネットワーク会議の開催(11/28、現地参加者数117名、当日オンライン配信視聴回数72回、アーカイブ配信視聴回数306回) 働く女性を応援する学びと交流のイベントを開催。基調講演(中野信子氏)	政策局	男女共同参画推進課
		【再掲】 ・横浜女性ネットワーク会議&ウーマンビジネスフェスタの開催(11/28、現地参加者数117名) 働く女性や女性起業家による学びと交流のイベントを開催。基調講演(中野信子氏)	経済局	新産業創造課
	異業種交流	・地域ダイバーシティin横浜の開催(7/20:参加者数49人、11/26:参加者数38人) 女性活躍やダイバーシティの推進に向けた取組事例の共有や意見交換、人材育成を目的とした異業種交流会を開催。	政策局	男女共同参画推進課

よこはまグッドバランス賞	よこはまグッドバランス賞認定	・よこはまグッドバランス賞の認定(認定企業数205社) 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定。	政策局	男女共同参画推進課
	よこはまグッドバランス賞認定事業所のPR	・よこはまグッドバランス賞認定企業と横浜で働きたい女性との接点創出のためのオンラインイベント(9/11、参加企業数5社、参加者数13人) 認定企業の採用活動を支援するため、企業PR、座談会、個別面談(希望者のみ)を実施。	政策局	男女共同参画推進課
働き方改革、多様で柔軟な働き方の推進	働き方改革に関する企業への働きかけ	【再掲】 ・経営者向け女性リーダー育成セミナーの開催(オンライン配信視聴回数268回) 主によこはまグッドバランス賞認定企業を対象に、女性リーダー育成の重要性について理解促進を図ることを目的に「イクボスで誰もが活躍できる職場に女性リーダーが育つ社会と、その経営者」(講師:NPO法人ファザーリング・ジャパン 川島高之氏)を動画で配信。	政策局	男女共同参画推進課
	多様で柔軟な働き方の創出に向けた情報発信、普及啓発	・女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定」に向けたセミナー動画2本と、コロナ禍における中小企業の「テレワークの推進」に向けた動画3本を制作、公開(視聴回数:計5本、延べ670回)	経済局	中小企業振興課
企業の取組支援(健康経営/SDGs)	横浜市健康経営認証制度	・健康経営に関するセミナー開催(7/15参加者81名、7/20、8/6、8/27参加者52名、9/9参加者27名) ・健康経営に取り組む事業所を横浜健康経営認証事業所として認証510事業所(うち新規認証は230事業所) ・健康経営の推進に向けた、横浜健康経営認証事業所への専門職派遣、健康測定機器の貸出し	経済局	中小企業振興課
		【再掲】 ・健康経営に関するセミナー開催(7/15参加者81名、7/20、8/6、8/27参加者52名、9/9参加者27名) ・健康経営に取り組む事業所を横浜健康経営認証事業所として認証510事業所(うち新規認証は230事業所) ・健康経営の推進に向けた、横浜健康経営認証事業所への専門職派遣、健康測定機器の貸出し	健康福祉局	保健事業課
	横浜市SDGs認証制度“Y-SDGs”	・市内事業者がSDGsを活用して持続可能な経営・運営への転換等を目指すことを支援するため、事業者の取組状況を、女性管理職比率の目標を設定している等、女性の活躍推進を含むE(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)・L(地域)の4分野・30項目で評価し、最上位・上位・標準の3段階で市が認証。 ・認証事業者数:354事業者(R4.3.31時点) ※R3新規認証事業者数は230事業者	温暖化対策統括本部	SDGs未来都市推進課
公共調達等におけるインセンティブの付与	工事請負契約発注におけるインセンティブの付与	・工事請負契約発注において、男女共同参画に関する一般事業主行動計画の策定・届出状況等により算出される発注者別評価点が一定点数以上であることを入札の参加条件の一つとして設定したインセンティブ発注実施	財政局	契約第一課
	公共調達における男女共同参画等に関する評価項目の設定	・道路・公園清掃、公園緑地等の委託契約発注において、女性の活躍を推進する横浜型地域貢献企業認定事業者であることを入札の参加条件の一つとして設定したインセンティブ発注を実施	財政局	契約第二課
		・総合評価落札方式における評価項目「女性技術者の登用」、「男女共同参画及び女性活躍の推進」を平成28年度より適用。 令和3年度総合評価落札方式の発注件数124件中、「女性技術者の登用」適用78件、男女共同参画及び女性活躍の推進」適用109件	財政局	公共施設・事業調整課

仕事と育児・介護の両立に向けた環境づくり	保育・幼児教育の場および人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の整備量 (令和3年度:受入枠拡大数1,485人) ・保育士宿舎借上支援事業 (令和3年度:助成戸数4,047戸) 	こども青少年局	保育対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育事業(市内の保育所等約500施設) 保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる。 ・乳幼児一時預かり事業(市内の認可外保育施設等34施設) 子育て中の養育者が、理由を問わずに、リフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的、精神的負担感の軽減を図ることを目的として児童を預かる。 	こども青少年局	保育・教育運営課
		<ul style="list-style-type: none"> ・保育士・教諭の専門性を高める研修を実施しました。(3年度局主催研修・研究、45講座延べ98回、参加者数9,769人) ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校との円滑な接続を目指し、研究・研修を実施。また、改訂した「横浜版接続期カリキュラム」の理解、浸透を図るため、公式YouTubeチャンネルでのオンデマンド型研修の実施や事例集を刊行。 	こども青少年局	保育・教育支援課
	放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後キッズクラブについては、質の向上の取組の一環として、短時間の預かりのニーズに対応した区分を創設するとともに、利用時間の見直しを実施。 ・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブともに保護者負担の減免対象を生活保護・市民税所得割非課税世帯に加えて、就学援助世帯まで拡充。 	こども青少年局	放課後児童育成課
男性の育児休業取得の促進	よこはまグッドバランス賞	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめての保育園 in 横浜」(オンライン)、参加者数58人。 ・セミナー「おひとりさま介護～仕事を続けられるか不安なあなたに～」(オンライン)、参加者数13人。 	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはまグッドバランス賞の認定(認定企業数205社) ・女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定。 	政策局	男女共同参画推進課
ハラスメント防止対策等の推進	企業におけるハラスメント防止啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業、団体等に向けたハラスメント防止研修を12社(団体)へ合計19回実施(うち、オンラインでの実施4件、動画提供1件)。 ・企業・団体向けに、被害者からの相談に適切に対応し、問題解決へと導く実践力を習得するためのセミナー「職場のハラスメント相談対応トレーニング」を実施。参加者数14社(団体)より19人。 ・企業等を対象とした職場のハラスメント相談対応に関する動画形式の教材を制作し、販売。 	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	ハラスメント相談	<ul style="list-style-type: none"> ・女性としごと 応援デスク「職場の人間関係・ハラスメント相談」相談件数27件。 ・「男女共同参画に関する人権侵害の相談・申出制度」におけるハラスメント相談件数14件。 	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)

市役所における男女がともに働きやすく働きがいのある組織の実現	責任職の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> * 区局統括本部運営方針への男女共同参画の視点の反映 * 責任職MBOにおける必須目標設定 * 運営責任職 必修研修「人材育成研修」⇒4,430人受講 	総務局	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進者研修の実施 各区局統括本部の総務・人事担当課長向けに民間企業の取組紹介として「積水ハウスグループにおけるダイバーシティ推進の取組について」(講師:積水ハウス株式会社 森本 泰弘 氏)を実施。 	政策局	男女共同参画推進課
	女性のチャレンジ・キャリア形成支援	<ul style="list-style-type: none"> * キャリア導入研修(採用2・3年目職員研修) ⇒260人 * 職員Ⅱ昇任予定者研修⇒643人受講 * メンター制度⇒34人利用 (参考) <ul style="list-style-type: none"> * ライフタイムキャリア研修⇒中止 * 責任職との座談会⇒中止 * 区局横断職場紹介セミナー⇒中止 	総務局	人事課
	ワーク・ライフ・バランスの推進 / 仕事と家庭生活の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> * 全庁一斉定時退庁日「みんなでカエルDay」 * 関係機関と連携した定時退庁日「みんなでカエルDay+(プラス)」 * ワーク・ライフ・バランス推進月間を契機とした取組の実施 * 人事部ニュースレターの発行 * 両立支援通信の発行 * 介護体験談、職場復帰支援セミナー * 妊娠中の職場環境に関するアンケート調査 * 「育児プランシート」「両立支援サポートシート」の周知 * 「仕事と介護の両立ハンドブック」の周知 * 仕事と介護の研修会(YCANにて動画掲載)⇒105人 * 職場復帰支援セミナー(オンライン)⇒職員179人、配偶者6人 * 両立支援ほっとラインによる相談対応・情報提供 ⇒128件 	総務局	人事課
	フレックスタイム制度の定着、在宅型テレワーク制度の拡充	(フレックスタイム制度の定着について) 令和3年度から、勤務時間を割り振ることのできる上限回数を設けないこととし、制度利用の更なる拡大を推進した。	総務局	労務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク端末:1,300台 【参考】テレワーク実績:28,039回 (内訳)在宅:20,346回 モバイルワーク:7,693回 	デジタル統括本部	デジタル・デザイン室 ワークスタイルデザイン担当
	男性職員の育児休業取得促進	<ul style="list-style-type: none"> * 人事部ニュースレターの発行(再掲) * 「育児プランシート」「両立支援サポートシート」の周知(再掲) * 両立支援ほっとラインによる相談対応・情報提供 ⇒128件(再掲) 	総務局	人事課
技術・技能系職場等における女性活躍の推進	職場環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川土木事務所改修 女子休憩室の移設及びシャワー室の新設、女子トイレの増設 	市民局	地域施設課
		<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の職場環境整備 主に現場の女性職員を対象とした、仮眠室・トイレ・更衣室などの整備。(次年度以降も継続して整備予定) 	交通局	人事課
	働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・現場職員(育児短時間勤務等)の働き方の検討・試行 不規則勤務の所属における、短時間勤務取得者に適用できる仕業の作成や、運用方法の工夫による、育児及び介護を担う職員が能力を発揮できる環境づくりの整備。 	交通局	人事課
	女性職員採用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性消防吏員の活躍をまとめたPR動画の発信。 	消防局	人事課

学校現場における教職員の働き方改革	学校の業務改善支援	・GIGAスクール構想推進のために令和2年度に新たに整備した高速・大容量の教育用ネットワークや端末を安定的に運用するとともに、学習用クラウドサービスに授業で活用できる動画教材やデジタルドリルの掲載等を行い、ICTを活用した教育活動を支援した。	教育委員会事務局	小中学校企画課 教育課程推進室
		・「資質・能力育成 ガイド」授業づくり編(令和4年3月発行) ICTを活用して資質・能力を育むための基本的な考え方、学びの広がりにつながるICTのもつ特長や、効果的な活用例等を掲載した冊子を作成。市内全小中学校、全教員に配布し、業務改善につながった。	教育委員会事務局	教育課程推進室
		・研修管理システム「Leaf」の導入 これまでそれぞれ独立していた、研修の選択・申込、eラーニングの受講、研修資料の閲覧、振り返りの提出、受講履歴の確認といった研修のプロセスを一元化し、研修へのアクセシビリティの向上を図った。さらに、各自の資質・能力が可視化できる「分析チャート」の機能を追加し、ニーズに合った研修を検索・申込を可能にした。	教育委員会事務局	教職員育成課
		・家庭と学校の連絡方法のICT利用について4月に全校アンケートを実施。その後、新型コロナウイルス感染症による臨時休業に備え、家庭と学校のオンラインでの健康観察を試行実施し、接続確認を実施。 ・8月下旬の臨時休業期間には、児童生徒が実際には学校に登校できない状況で確実に健康観察を行う手段として、全的にオンラインによる健康観察を推進。 ・臨時休業に備え、ICTを活用した健康観察等に関するマニュアル・動画等の資料を更新・周知。	教育委員会事務局	教育政策推進課
		・横浜市立学校フレックスタイム制度として、全校を対象に本格実施。 ・子育てや介護等の事情がある教職員など、計332校、1,217人の教職員が利用。	教育委員会事務局	教職員労務課
	学校業務の適正化、精査・精選	【部活動休養日の設定】 平成30年1月に部活動休養日の設定について市立学校に通知し、31年4月からは、「横浜市立学校部活動ガイドライン」を策定して、より一層の設定について周知を図っています。令和3年5月に、各学校の設定状況を調査し、ほぼ全校が部活動休養日を設定しています。	教育委員会事務局	小中学校企画課
		・平成25年度から夏季休業期間の8月3日～8月16日を学校閉庁期間とし、各学校の判断で学校閉庁日として設定可能(令和3年度学校閉庁日設定校の割合 小学校・義務教育学校・特別支援学校100%、中学校99.3%)。 ・平成30年度から冬季休業期間の12月27、28日、1月4、5日を学校閉庁期間に設定(令和3年度学校閉庁日設定校の割合 小学校99.1%、中学校80.7%、義務教育学校100%、特別支援学校100%)。	教育委員会事務局	教育政策推進課
	チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実	・職員室業務アシスタントの配置 小学校337校、中学校144校、義務教育学校2校 (追加配置) 小学校337校、中学校144校、義務教育学校2校、特別支援学校13校	教育委員会事務局	教職員人事課
		【部活動指導員の配置校数(中学校)】 令和3年度末には、市立中学校の97%にのぼる、141校が、部活動指導員制度を活用しています。	教育委員会事務局	小中学校企画課
		・小学校高学年における一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化推進校 強化推進校数は、97校。担当者会を2回実施。 (第1回は、eラーニング。第2回は、令和3年度委嘱校対象で、集合研修を開催。参加者数38名。令和2年度委嘱校対象で、eラーニングを開催。)2月開催予定の成果報告会は、中止となった。	教育委員会事務局	教育課程推進室
	教職員の人材育成・意識改革	・管理職を対象とした選択研修「持続可能な働き方を目指して」を実施(全3回 参加者延人数91名) ※講師:立教大学経営学部 教授 中原 淳氏 國學院大学経営学部 講師 辻 和洋氏 帝京大学教職大学院 講師 町支 大祐氏	教育委員会事務局	教職員育成課
		・働き方改革通信「Smile」で、教育委員会事務局の取組や学校の好事例を発信(令和3年度は9回発行)。	教育委員会事務局	教育政策推進課

ハラスメント防止対策	ハラスメント相談、相談員研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・外部相談窓口、区局相談窓口、相談対応総括窓口での相談対応(233件) ・ハラスメント相談員研修の開催(eラーニング形式で実施、7/1~3/31) 	総務局	人事課
	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校あてにセクハラを含むハラスメント全般に関する対策について通知。 ・研修を通じ、ハラスメント行為防止のための啓発を行った。 ・通信で、不祥事防止の啓発を行った。 	教育委員会事務局	教職員人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ・教職員向け研修会 各学校に設置されているセクシュアル・ハラスメント相談窓口担当の教職員を対象にセクハラ防止研修(悉皆)を行った。(6月 集合研修とeラーニング研修との選択制)その研修を踏まえ、担当者が各学校で校内研修を行っている。(必須) 	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
市附属機関等への女性参画比率の向上	横浜市附属機関への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・女性割合が40%未満の附属機関に対する事前協議の実施(19件) 横浜市附属機関委員への女性の参画を促進し、市政に多様な視点を取り入れることを目的に、女性割合が40%未満の機関数を30機関(令和7年度)とすることを目標に掲げ、目標に達しない附属機関に対して事前協議を実施した。 	政策局	男女共同参画推進課

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和3年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	主な取組	取組内容	所管局	所管課
DVの相談支援体制の充実	横浜市におけるDV相談の実施	・女性相談保護事業(令和3年度横浜市のDVIに関する相談件数:4,456件。DV被害者支援として、各区福祉保健センターにおける女性福祉相談や、横浜市DV支援センターでのDV相談等を実施。)	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	関係機関との連携・情報共有	・DV施策推進連絡会の開催(7/6) 横浜市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を、関係機関等の連携協力の下、総合的に推進するために、関係者間の円滑な情報交換を実施。	政策局	男女共同参画推進課
DV被害者の自立に向けた支援	女性緊急一時保護施設補助事業	・女性緊急一時保護施設補助事業(シェルター運営団体等への補助実績:計3団体、DV被害者の多様なニーズに対応する事業への補助実績:延べ6団体、DV被害者支援のために、DV防止法による委託を受け一時保護を行う民間団体や中期シェルターを運営している団体に対して、補助を行った。また、被害者等の多様な状況やニーズに添った支援を行うため、外国籍の女性、母子に対する支援を行う団体や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」や「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」「退所後支援事業」を実施する民間団体に対し補助を実施。	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	住宅確保の支援(市営住宅・住宅セーフティネット事業)	・市営住宅申込時の優遇:DV被害者世帯に対して、当選率を一般組の3倍とする。 ・横浜市居住支援協議会相談窓口において、居住支援団体と連携しながら相談対応を行った。	建築局	市営住宅課 住宅政策課
	女性のための心のケア講座	・DVやトラウマ、モラハラの被害者や家族、支援者を対象に被害による傷つきを理解し、自分自身をセルフケアする講座「女性のためのこころのケア講座～DV・モラハラ・トラウマを理解する～」を毎月実施(年12回)。参加者数のべ271人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
加害者対応に関する取組	加害者更生プログラム実施団体への支援	・女性相談保護事業(交付実績:1団体、加害者更生支援のために、加害者更生プログラムを実施する団体に対し、事業費の補助を実施。)	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	更生支援(横浜市再犯防止推進計画)	・「横浜市再犯防止推進計画」を推進するための取組の一環として、本市職員向けの事例検討型の研修を行った。また、計画の進捗状況についての情報共有や、司法関係者と市内福祉関係者の連携協力関係を築くことを目的に「横浜市更生支援ネットワーク会議」を開催した。	健康福祉局	福祉保健課
4 DV防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及	暴力防止キャンペーン	・暴力防止キャンペーンの実施(11月) 国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から11月25日)に合わせ、様々な媒体を用いた広報啓発(18区役所等で広報啓発物の配布・展示、市内観光施設でのパーフライトアップ、みなとみらい線デジタルサイネージでの啓発画像掲出、Instagram広告の配信)を実施。	政策局	男女共同参画推進課
	DVIに関する広報啓発	・横浜市DV相談支援センターのチラシ、カードの配布 横浜市DV相談支援センターを周知するため、区役所や市内医療機関、子育て支援拠点等でチラシやカードを配布。 ・市のLINEやTwitterにおいて、横浜市DV相談支援センターの案内を発信。	政策局	男女共同参画推進課
若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発	若年層が相談しやすい体制の構築	・デートDVの防止・啓発を目的として、電話相談につながりづらい若年層を対象に「若者のためのデートDV LINE相談」を試行実施。友だち登録者数114件、相談件数のべ29件。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	若年層を対象とした理解促進	・若年層がデートDVを身近な問題と捉え、互いを尊重しあつた関係を築くことを目的とした、出前講座「デートDV防止ワークショップ」を横浜市内の中学校、高等学校、特別支援学校等を対象に実施。13校、17コマ、参加者数2050人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		・暴力防止キャンペーンに合わせて、みなとみらい線デジタルサイネージでの啓発画像掲出(11月1日～30日)、Instagram広告の配信(11月12日～30日)を実施。	政策局	男女共同参画推進課

児童虐待対応との連携強化	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市子育てSOS連絡会(全2回開催、6/16、12./17、要保護児童の早期発見や適切な支援を実施するために、横浜市内の関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者が必要な協議、情報交換を実施。) ・実務者会議(各区虐待防止連絡会)(18区合計457回開催、各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等の要保護児童の支援に携わる実務者により構成される会議で、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を実施。) ・個別ケース検討会議(18区合計1,681回開催、個々の事例に直接関わる、区・児童相談所・学校や保育所・医療機関などの職員と、地域の民生委員・児童委員等の方々が具体的な支援策を検討。) 	こども青少年局	こどもの権利擁護課
性暴力・性犯罪への対応	横浜市犯罪被害者相談室	・性暴力・性犯罪に関する相談 延べ376件	市民局	人権課
	セルフケアグループの運営	・性的な傷つきを体験した女性を対象として、心身の症状理解やセルフケアの方法を知り、人や社会とのつながりを取り戻すためのセルフケアグループ「そよら」を実施(全5回)。参加者数のべ8人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	自助グループ支援	・性について傷ついた体験を持つ女性当事者を対象として、経験や気持ちを分かち合い、回復に役立てていく自助グループを実施。24回、参加者数のべ72人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
若年無業や非正規職シングル女性への支援	若年無業女性の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きづらさに悩む若年無業女性を対象に、「ガールズ編『しごと準備講座』」を実施。1コース、参加者数16人。 ・市内の他団体の受入協力により就労体験を実施(「めぐカフェ」休業のため)。横浜YWCA、1コース、9コマ、参加者数7人。健康ごはん塾、1コース、14コマ、参加者数2人。 ・ボランティア等社会参加の機会を提供する「社会参加体験プログラム」を実施。参加者数2人。 	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	非正規職シングル女性を対象としたセミナー・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・就職氷河期世代の非正規職シングル女性の正社員化を目的とした「就職氷河期世代非正規職シングル女性就活支援プログラム」を実施。6月に説明会、参加者数22人。プログラム登録者21名。7月～3月にキャリアカウンセリング159回実施。就活基礎講座32回、参加者数のべ341人。 ・中高年シングル女性のための生活設計セミナー「生きのびるためのお金と制度のはなし」を実施。参加者数24人。 	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)

ひとり親家庭の女性への就労支援・自立支援	ひとり親家庭等自立支援事業	・ひとり親家庭の親に対し、就労支援員による就労相談や弁護士等による法律・離婚相談、生活向上のための講習会等を実施。	こども青少年局	こども家庭課
	母子・父子家庭自立支援給付金事業	・適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講した場合、受講前に申請された方に費用の6割相当額(上限あり)を支給。(所得制限あり)	こども青少年局	こども家庭課
	ひとり親家庭の住宅確保の支援	【再掲】 ・市営住宅申込時の優遇:ひとり親世帯に対して、当選率を一般組の3倍とする。	建築局	市営住宅課
		・セーフティネット住宅の登録促進のため、不動産団体等に制度周知を実施。 横浜市居住支援協議会相談窓口において、ひとり親世帯からの相談対応を実施。		住宅政策課
	女性とごごと 応援デスク	・「シングルマザーのための就労相談」を隔月で実施。参加者数のべ7人。 ・こども青少年局、ひとり親サポートよこはまとの共催により、セミナー「シングルマザーのお金計画」を実施。参加者数22人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	シングルマザーの自助グループ支援	・現在、過去、未来のシングルマザーの方を対象に、仕事、子育て、離婚、介護等についての情報交換や生きづらさの分かち合いをする、自助グループを実施。10回、参加者数のべ24人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	就労支援(ジョブスポット)	・「ジョブスポット」などにおいて、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職まで一体的な支援を実施。	健康福祉局	生活支援課
その他の取組	・コロナ下で生活困難をかかえる女性を支援するため、生理関連用品(吸水ショーツ)を提供する「生理関連用品ハッピーギフト企画」を実施。横浜市在住で年収250万未満の10~50代女性441人に提供。応募時にアンケートを実施し、結果を「コロナ下女性の困りごと調査報告書」としてまとめ、発表。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	
性別に関わる問題の解決に向けた相談・支援	心とからだと生き方の総合相談	・家族関係、ひとり親の暮らし、仕事、性に関する傷つき、夫や交際相手からの暴力など、日常生活で直面するさまざまな問題についての相談に対応。電話相談のべ2507件。面接相談135件。サポートグループ8人。(相談者数計2650人)	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	・男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民からの相談対応・申出制度の説明。関係者調査の必要に応じて、専門相談員と事務局が申出者、関係者への調査面談を実施。相談件数、99件。申出件数2件。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
外国人等への支援	横浜市多文化共生総合相談センター	・在住外国人等への情報提供・相談対応 令和3年度相談件数:11,803件	国際局	政策総務課
	国際交流ラウンジ	・在住外国人等への情報提供・相談対応 令和3年度相談件数:5,221件	国際局	政策総務課
	外国人世帯の住宅確保の支援	・横浜市居住支援協議会相談窓口において、居住支援団体と連携しながら相談対応及び同行支援を行った。	建築局	住宅政策課
	外国にルーツを持つ女性の生活課題やニーズの把握	・外国につながる第二世代の女性たちの生活状況、直面している困難、ニーズについて、当事者へインタビュー調査を実施。検討会にて分析・考察した課題や支援ニーズを、報告書として発行。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
障害者等への支援	障害福祉相談支援における体制の充実	障害福祉相談支援機関等の職員を受講対象とした、女性に関する必要な配慮を学ぶ研修の実施について検討を行った。	健康福祉局	障害施策推進課
自助グループ支援	自助グループ支援	・心やからだ、生き方等様々なテーマで同じ悩みを抱える当事者同士が定期的にミーティングを行い、経験や情報を分かち合い、支え合うことを目的とする自助グループを募集し、活動の場を提供(通年)。46グループ、参加者数のべ4,405人	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	その他の取組	・女性の依存症治療や回復プロセスについての講演とシンポジウム「アディクションだよ、全員集合!!~女性と家族の回復~」を市内NPOと共催実施。参加者数121人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり	妊娠・出産・不妊に関する相談支援の充実	・特定不妊治療費助成件数(令和3年度:9,514件) ・不妊・不育・専門相談件数(令和3年度:44件) ・にんしんSOSヨコハマ相談件数(令和3年度:409件)	こども青少年局	地域子育て支援課
	安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療	・妊婦健康診査延受診回数(令和3年度:304,048件) ・妊婦健康診査助成支給決定者数(令和3年度:2,127件)	こども青少年局	地域子育て支援課
	妊娠期からの切れ目のない支援の充実	・母子保健コーディネーターによるセルフプラン作成件数(令和3年度:25,723件) ・産後母子ケア事業の利用者数(令和3年度:2,215人)	こども青少年局	地域子育て支援課
女性特有のがん対策	子宮頸がん・乳がん検診	・子宮頸がん検診、乳がん検診の実施。 20歳女性に子宮頸がん検診、40歳女性に乳がん検診無料クーポン券の送付。 無料クーポン券対象外で68歳までの女性の方へ個別勧奨通知を送付。 乳がん予防の啓発活動として、10月に「ピンクリボンかながわ」のイベントで横浜市庁舎をピンクにライトアップ。また、1月に「ピンクリボンかながわ」が作成したピンクリボンカードを各区役所、横浜市中核病院等に配布・配架。 ※「ピンクリボンかながわ」は、(公財)神奈川県予防医学協会を事務局として、乳がんについての知識の普及啓発や、乳がんの早期発見・早期治療をめざし、乳がんの受診率向上とともに乳がん撲滅を目的として活動している団体。	健康福祉局	保健事業課
	がん治療と仕事の両立支援	・がん治療と仕事の両立支援に関する啓発(事業者向け啓発映像・パンフレットのHP掲載、市民向け冊子「現役世代のためのがん防災マニュアル横浜版」の配布) ・がん治療と仕事の両立支援に関する医療従事者研修(主に市内がん診療連携拠点病院の医療従事者を対象・全2回のべ46人参加)	医療局	がん・疾病対策課
	がん患者の社会参加の支援	・がん患者へのウィッグ購入費用助成(令和3年度:1,362件)	医療局	がん・疾病対策課
健康づくり・介護予防・高齢者の支援	介護予防と連携した健康横浜21の推進	・オーラルフレイル予防を啓発する取組講座や健康教育の実施(214回)、全市共通リーフレットの作成(3月)	健康福祉局	保健事業課
	元気づくりステーションの推進	・身近な地域で主体的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)の立ち上げと活動継続のための支援	健康福祉局	地域包括ケア推進課
性に関する適切な教育、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発	学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進	・教職員対象の研修として、「思春期からの上手な月経との付き合い方」(eラーニング)を実施。 視聴期間:R4年12月13日～R5年3月31日 248名申込 講師 横浜市立大学附属市民総合医療センター病院長 榊原 秀也氏	教育委員会事務局	健康教育・食育課
	妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発	・思春期保健事業(速報) 思春期の健康に関する相談(令和3年度:7件) 思春期事業(集団指導)参加者数 3,448人 (赤ちゃんふれあい体験は新型コロナ感染拡大の影響で実施できず)	こども青少年局	地域子育て支援課
	若年女性のための性の健康セミナー	・性教育に関するイベント「えんみちゃんに聞く! 幼児期からの性教育」、「いま男の子に伝えたい性の話～被害者にも加害者にもならないために」を実施(いずれもオンライン)。参加者数のべ120人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
女性特有の健康課題へのアプローチ	女性特有の健康課題に着目した講座やセミナー	・女性特有の健康課題の解決や予防に役立つ情報提供型のセミナー、ワークショップを実施。「骨盤底筋体操」「産後のセルフケア」「女性のがん手術後のリハビリ体操」等。参加者数のべ2,167人。 ・男女共同参画週間に合わせて女性の健康をテーマとした講演会「わたしらしく生きる～わたしのからだをもっと好きになる!～」(講師:プロフィギュアスケーター鈴木明子氏ほか)を実施。参加者数116人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)

7	研修・教育・啓発の推進	教職員等の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者に関する研修 各学校の人権教育推進担当者に対して、研修を2回行った。(うち1回は、外部講師 遠藤まめた氏を招いての研修)また、担当者が校内で研修ができるような研修資料も作成した。また、学校や専任会(8回)、指導主事の研修会(4月2回)などで研修を行い、教職員の理解促進に努めた。 	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
			<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者に関する相談窓口の周知 研修等で講師をして下さっている『特定非営利法人SHIP』や、『一般社団法人にじず』の相談窓口を研修内で紹介したり、リーフレットやパンフレット・小冊子を学校に配付したりして、周知を図っている。 	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
			<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー研修会 会計年度任用職員定例会 「緊急支援研修」(6/14 集合研修)、「心のケア研修」(7月 方面ごとに研修)、「家族等によるトラウマケア研修」(10/25) 	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
	職員の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・職員向け人権啓発研修(瀬谷区、1/7) ・職員向け研修への講師派遣(泉区、11/11) 	市民局	人権課	
	市民・企業等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市プラザでのタペストリー展示(6/9) ・アートフォーラムあざみ野でのタペストリー展示(8/31~9/9) ・「広報よこはま」に性的少数者に関する記事の掲載(11月) ・市庁舎内デジタルサイネージ放映(1月) ・市営地下鉄中吊り広告の掲出(12/22~12/28) ・図書館でのパネル展の実施(3館) ・企業向けLGBT研修(県と共催、9/1) ・区食品衛生責任者講習会での啓発(6~12月、計18回) 	市民局	人権課	
	相談・支援事業	個別専門相談「よこはまLGBT相談」	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者や家族の方、職員の方のためのLGBT専門相談を実施(48枠のうち25件実施) 	市民局	人権課
		交流スペース「FriendSHIPよこはま」	<ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者が気軽に訪れることができる交流スペースを提供(全21回開催、延べ65人利用) 	市民局	人権課
		性的少数者のための自助グループ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの当事者やその家族、友人を対象に、安心して自分を語れる自助グループを実施。11回、参加者数のべ24人。 	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	パートナーシップ宣誓制度	横浜市パートナーシップ宣誓制度	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓書の受領(令和3年度82組、制度開始から計243組) 	市民局	人権課

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和3年度)

政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

施策	主な取組	取組内容	所管局	所管課	
8	男性の家事・育児・介護への参画推進	男性の家事・育児・介護への参画に関する調査及び情報発信	・夫婦間のジェンダーバイアスにとられないコミュニケーションや子育てをテーマにしたトークイベント「『よかれと思ってやったのに』～リモート時代の俺たちの子育て～」を実施。参加者数26人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		企業と連携した広報啓発活動	・横浜DeNAベイスターズと連携して「家事シェア」シートを作成。 ・横浜FC・ニッパツ横浜FCシーガルズ選手の協力により、ジェンダー平等に関するメッセージムービーを作成。	政策局	男女共同参画推進課
		地域における父親育児支援	・父親育児支援講座を地域ケアプラザや親子のつどいの広場などの身近な施設等において開催した。(80回開催)	こども青少年局	地域子育て支援課
	家事・育児の負担軽減に向けた社会資源の活用	家事・育児に関するサービスや援助活動の提供主体との連携	シニア世代の持つ豊富な知恵と経験を活用し、ニーズの高まる家事支援等に応えるため、シルバー人材センターのサービス活用を周知し利用を促した。 ・利用実績 就業延人員(人日)計35,346人 (福祉)9,492人(家事)19,156人 (育児)6,698人	経済局	雇用労働課
			【再掲】 ・一時保育事業(市内の保育所等約500施設) 保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かる。 ・乳幼児一時預かり事業(市内の認可外保育施設等34施設) 子育て中の養育者が、理由を問わずに、リフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的、精神的負担感の軽減を図ることを目的として児童を預かる。	こども青少年局	保育・教育運営課
			・横浜子育てサポート事業について、地域子育て支援拠点や小学校等において、チラシの配布など情報提供を行った。	こども青少年局	地域子育て支援課
	市民向けワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス実践に関する啓発	・ライオン株式会社との共催で市内在住・在勤の夫婦・カップルを対象に家事のワザを学ぶことができる家事シェアセミナーを2回開催。参加者数延べ74組。	政策局	男女共同参画推進課
	地域活動等における多様な人材の活躍推進	横浜市市民協働推進センターにおける相談	・ニーズに応じたアドバイスや情報提供、必要に応じて他の主体や行政・専門家などへのコーディネートを行った。	市民局	市民協働推進課
・祖父母世代を対象とした自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てについての情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を区役所及び地域子育て支援拠点等で配布し、啓発を行った。			こども青少年局	地域子育て支援課	
・高齢者の心身の状況に合わせた就労や地域活動などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を運営。 【生きがい就労支援スポット】 ・実施箇所数:2か所(金沢区、港北区) 【金沢区】 ・利用者数:211人 ・決定者数:39人 ・セミナー参加者数:57人 【港北区】 ・利用者数:395人 ・決定者数:69人 ・セミナー参加者数:120人			健康福祉局	高齢健康福祉課	
		・よこはまシニアボランティアポイント事業により、高齢者の介護施設等におけるボランティア活動を支援。 ＜3年度実績＞ ・ボランティア累計登録者数 23,243人 ・ボランティア活動者数 4,821人 ・ボランティア受入施設・団体数 672か所	健康福祉局	介護保険課	

	男性の活躍推進	・父親育児支援講座を地域ケアプラザや親子のつどいの広場などの身近な施設等において開催した。(80回開催)	こども青少年局	地域子育て支援課
		・おやじの会親子ふれあい事業 令和3年度参加者数:1,536人(実施団体数:7団体)	教育委員会事務局	学校支援・地域連携課
	女性の農業者の応援	・「よこはま・ゆめ・ファーマー」の認定 認定者数(令和3年度:累計136人)	環境創造局	農業振興課
地域防災における男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた地域防災拠点の運営	・女性優先スペースの設置をはじめ、男女別の更衣室、授乳用テントの確保などを実施。全地域防災拠点へ「男女のニーズの違いに配慮した拠点開設運営スターターキット」を配布のうえ、活用している。	総務局	地域防災課
	男女共同参画の視点からの防災啓発	・男女共同参画の視点からの防災啓発の出前講座を地域で実施。出前講座9カ所(11コマ 内1件動画配信)、参加人数のべ224人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		・啓発動画「もしものためのいつもの備え～女性の視点で取り組む防災～」(令和2年度作成)公開	政策局 総務局	男女共同参画推進課 地域防災課
消防団における女性活躍の推進	・器具置場の更新整備に伴い、男女別の更衣室及びトイレの整備を実施。	消防局	消防団課	
教育における男女共同参画の推進と若い世代の理解促進	子どもや若い世代に向けたジェンダーや男女共同参画の理解促進	・横浜市出身のYouTuberシオリヌ氏と連携し、市立みなとみらい本町小学校にて、性別にとらわれない「自分らしさ」の理解と発信に係るプロジェクトを実施。	政策局	男女共同参画推進課
		・小学生向け男女共同参画補助教材「どうして分けるの」便利帳に教材と活用の手引きを掲載し、使用したい学校には案内している。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
	女性が少ない分野への進路選択機会の拡充	・市内中高生を対象に「理工系は無敵大∞～女性技術者にきいてみよう！」をオンラインにて開催。参加者115人。 ・女子のSTEAM教育推進のため、小学校高学年女子を対象にした「理科っておもしろい！女の子のための実験教室」を実施。3回、参加者数35人。 ・女子中高生のIT分野への関心を高め、次世代の女性技術者のすそ野を広げるため、「女子中高生向けウェブサイト作成講座」を実施。2コース、参加者数のべ17人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
市民団体等の育成・連携	男女共同参画の視点をもって課題解決をめざす協働事業	・NPO・市民グループから男女共同参画の視点を活かした協働事業の企画を募る公募型男女共同参画事業を実施。センター横浜2企画、センター横浜北2企画。(センター横浜南は工事による休館のため募集なし) 《センター横浜》「家族みんなで今日からはじめる家事シェア講座」3回、参加者数のべ12人。「ジェンダー平等から考える性教育講座」3回、参加者数のべ81人。 《センター横浜北》「プレシングルマザーのためのおしゃべりカフェ ー離婚や子育ての悩みを話して見ませんか？」3回、参加者数のべ10人。「STAND Still 性暴力サバイバービジュアルボイス ギャラリートーク」1回、参加者数15人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和3年度)

行政運営 計画の推進に係る体制整備

施策	主な取組	取組内容	所管局	所管課	
10	男女共同参画推進に関する広報・啓発	男女共同参画貢献表彰	・功労大賞:上田暢子氏 ・推進賞:大日方邦子氏、成田真由美氏	政策局	男女共同参画推進課
		市民向け広報・啓発	・オンラインワークショップ「“ジェンダー平等”ってどういうこと？」の開催(6月29日、7月6日) 市内NPO団体等との協働で、ジェンダーについて語り合うオンラインワークショップを開催	政策局	男女共同参画推進課
			・開港記念日における啓発活動(コロナの状況を踏まえて未実施)	こども青少年局	企画調整課
		事業者向け広報・啓発	・女性活躍・働き方改革起業応援サイト(ジョカツナビ@横浜)での情報発信(8件)	政策局	男女共同参画推進課
		男女共同参画の視点からの公的広報	・令和4年度の広報ガイドライン改訂に向けた検討を実施。	政策局	男女共同参画推進課
	男女共同参画に関するライブラリの運営	男女共同参画センターにおけるライブラリ運営	・男女共同参画の専門図書館として、利用者の課題解決に役立つ図書資料を中心に、様々な媒体の情報を年間事業に関連付けて収集・提供。資料貸出数75,1530点、所蔵数69,513点。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する事業所調査	調査対象:従業員規模10人以上の10,739民営事業所のうち3,500事業所 抽出方法:従業員規模ごとの母数に基づいて比例割り当てした標本数を無作為抽出 調査方法:郵送配布・郵送回収法 調査期間:令和3年10月4日～10月25日 回収結果:配布票数:3,123票 有効回収票数:781票(有効回収率:25.0%)	政策局	男女共同参画推進課
		その他の取組	・横浜市婦人会館の歴史とそこに至る女性たちの社会活動(ソーシャルビジネス)等についての記録「横浜連合婦人会館史」を整理し、関係者による座談会を実施。寄付を募り、記念冊子『横浜連合婦人会館史 100年のバトンを受けとる』を発行。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
			・単身女性の居住の実態と課題、支援ニーズを把握するため、現役世代の一人暮らし女性15人へのヒアリング調査を実施。調査結果について報告会(オンライン)を開催。参加者数41人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	国等や他自治体、関係団体との連携	国や自治体等との連携による広報・啓発	【再掲】 ・暴力防止キャンペーンの実施(11月) 国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から11月25日)に合わせ、様々な媒体を用いた広報啓発(18区役所等で広報啓発物の配布・展示、市内観光施設でのパープルライトアップ、みなとみらい線デジタルサイネージでの啓発画像掲出、Instagram広告の配信)を実施。	政策局	男女共同参画推進課
国の制度及び予算に関する提案・要望		・次の2点について要望を提出。 1 コロナ禍によって明らかになった女性への負の影響を踏まえ、ジェンダー平等や多様性重視の視点を国の「女性活躍加速のための重点方針」などにおいて明確に打ち出すとともに、多様で柔軟な働き方の定着による女性活躍を更に推進 2 働く上での実質的な男女格差解消のため、女性活躍推進法において、一般事業主行動計画の策定届け出義務のあるすべての企業において、企業の雇用形態及びその男女割合の公表を義務化	政策局	男女共同参画推進課	
国際的な連携や情報発信	国際的な情報発信	・日アフリカ・ビジネスウーマン交流セミナーへの研修資料提供 JICAが実施する「2021年度 課題別研修 日アフリカ・ビジネスウーマン交流セミナー」において、横浜市の女性活躍支援・女性起業家支援施策に関する研修資料を提供(1回)。	政策局	男女共同参画推進課	

よこはまグッドバランス賞認定委員会について

1 趣旨

横浜市では、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定しています。

認定に当たっては、横浜市男女共同参画審議会の部会である「よこはまグッドバランス賞認定委員会」において、審議・決定しています。

【よこはまグッドバランス賞について】

○応募資格

市内に本店又は本社がある従業員数300人以下の企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO 法人等

○評価の対象となる取組

①経営者の理念表明と推進体制	②長時間労働の是正と休暇取得
③多様で柔軟な働き方	④仕事と育児・介護との両立
⑤女性活躍の推進	⑥働きやすく・働きがいのある職場づくり

2 委員の選任

学識経験者、市民、事業者のうちから、審議会の会長が指名します。

(よこはまグッドバランス賞認定委員会設置要綱第3条)

3 委員任期

令和3年8月28日～令和5年8月27日（2年間）

4 決定事項に関する審議会との関係

よこはまグッドバランス賞の認定に関して、部会（認定委員会）において審査し、審議会には会議内容を報告します。

5 認定委員会の開催日程（予定）

- ・10月14日（金） 第1回認定委員会
募集状況の報告、審査基準の決定、次年度以降の実施方法検討
- ・11月7日（月） 第2回認定委員会
訪問ヒアリング結果の報告、認定企業等の決定、特別賞・継続賞の決定

よこはまグッドバランス賞認定委員会委員名簿

(五十音順)

役職	氏名	所属
委員	井手 美由樹	株式会社 Ideal Works 代表取締役 中小企業診断士
委員	上野 貴之	神奈川県中小企業家同友会 事務局長
会長	大澤 正俊	公立大学法人横浜市立大学 国際商学部 学部長
職務 代理者	菊池 朋子	公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会 理事
委員	吉永 崇史	公立大学法人 横浜市立大学 大学院 国際総合科学群 教授
委員	米田 佐知子	子どもの未来サポートオフィス 代表

令和4年度 よこはまグッドバランス賞 募集開始！

横浜市では、「第5次横浜市男女共同参画行動計画」に基づき、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定しています。

つきましては、今年度の募集を6月23日（木）から開始します。

よこはまグッドバランス賞の募集について

【応募資格】 横浜市内に本店又は本社を置く総従業員数300人以下の企業等

【募集期間】 令和4年6月23日（木）から8月31日（水）まで

【審査項目】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 経営者の理念表明と推進体制 | ② 長時間労働の是正と休暇取得 |
| ③ 多様で柔軟な働き方 | ④ 仕事と育児・介護との両立 |
| ⑤ 女性活躍の推進 | ⑥ 働きやすく・働きがいのある職場づくり |

【認定期間】 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間

【応募方法】

市のホームページから応募用紙をダウンロードし、よこはまグッドバランス賞応募フォームから御応募ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/kigyou/balance/hyoshou.html>

よこはまグッドバランス賞

検索

よこはまグッドバランス賞認定メリット

- ① 公共調達における受注機会の増大
- ② 「よこはまグッドバランス賞認定企業」であることを対外的に表明
- NEW** ③ ワーク・ライフ・バランスに関する認定企業限定セミナーを無料で受講
- ④ 本市が認定企業の取組を積極的にPR
- ⑤ 横浜市中小企業融資制度「SDGsよこはま資金」による金利優遇等



よこはまグッドバランス賞
認定ロゴマーク

【新設】横浜グランドスラム企業表彰(令和5年4月～)

※同日付記者発表「4つの認定・認証を取得した企業を対象とする『横浜グランドスラム企業表彰』を創設します」を御参照ください。

横浜市は、働きやすい職場づくりや、健康経営、SDGsの達成など、社会のニーズに応え、地域に貢献しながら経営に取り組む企業を応援することを目的とし、本市が実施する4つの認定・認証制度（横浜型地域貢献企業認定、よこはまグッドバランス賞、横浜健康経営認証、横浜市SDGs認証制度”Y-SDGs”）を全て取得した企業を対象とする「横浜グランドスラム企業表彰」を創設します。



横浜グランドスラム企業表彰
ロゴマーク

お問合せ先

政策局男女共同参画推進課長 齋藤 亜希 Tel 045-671-3691



横浜市

令和4年度 よこはまグッドバランス賞

横浜市は、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定しています。

認定企業の皆様から寄せられたお声

社員のモチベーションが上がり、生産性が向上した

働きやすい職場環境づくりの取組が進んだ

社内にワーク・ライフ・バランスの意識が高まり、作業効率が高まった

企業のイメージアップにつながった

採用への応募者数が大幅に増えた

認定メリット

- 1 横浜市の工事の総合評価落札方式や、委託契約のプロポーザル方式における評価項目に「よこはまグッドバランス賞認定」が設定されているため、公共調達における受注機会の増大につながります。
- 2 「よこはまグッドバランス賞認定企業」であることを対外的に表明することができます。
- 3 ワーク・ライフ・バランスの取組を、より良くしていくための認定企業限定セミナーを無料で受講することができます。
- 4 様々な機会をとらえ、本市が認定企業の取組内容を積極的にPRします。
- 5 横浜市中企業融資制度「SDGs よこはま資金」による金利優遇・信用保証料助成を受けることができます。



Yokohama
Good
Balance

よこはまグッドバランス賞 ロゴ

新設

横浜ブランドスラム企業表彰

令和5年4月1日時点で、横浜市で実施している右の4つの企業認定制度において、一定以上の認定を取得された企業を「**横浜ブランドスラム企業**」として表彰します。

- ・横浜市SDGs認証制度「Y-SDGs」(温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課)
- ・横浜健康経営認証(健康福祉局保健事業課、経済局中小企業振興課)
- ・横浜地域貢献企業認定制度(経済局中小企業振興課)
- ・よこはまグッドバランス賞(政策局男女共同参画推進課)

募集について

【募集期間】 令和4年6月23日(木)～ 8月31日(水)

- 【応募資格】
- 1 市内に本店又は本社がある総従業員数300人以下の企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO 法人、学校法人等（組織形態は問いませんが、雇用関係または同等の就労形態が認められる場合に限ります）
 - 2 法人市民税、事業所税を滞納していないこと
 - 3 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等のいずれかに該当しないこと

- 【審査項目】
- | | |
|----------------|---------------------|
| ①経営者の理念表明と推進体制 | ②長時間労働の是正と休暇取得 |
| ③多様で柔軟な働き方 | ④仕事と育児・介護との両立 |
| ⑤女性活躍の推進 | ⑥働きやすく・働きがいのある職場づくり |

の6つの柱に分かれています。

応募用紙の色付き部分は全社回答必須項目で、それ以外（回答任意）は特別賞などの選考のために用います。

【認定期間】 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間

【審査方法】 応募内容をもとに、外部委員により構成された認定委員会にて審査を行います。原則として書面での審査となります。
審査にあたり、取組内容等についてヒアリングなどを行う場合があります。その際は、横浜市が依頼する社会保険労務士などが連絡、ヒアリングすることがあります。
審査結果については、令和4年12月中旬頃通知する予定です。

【応募方法】 横浜市政策局男女共同参画推進課ホームページから応募用紙（エクセルデータ）をダウンロードし、電子申請でご提出ください。詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/balance/hyoshou.html>

よこはまグッドバランス賞

検索

- 【提出書類】
- 1 応募申請書
 - 2 よこはまグッドバランス賞応募用紙（様式1）
 - 3 就業規則、根拠規程（「育児・介護休業規程」等）
- ※応募にあたっては、「よこはまグッドバランス賞 労働関係法令等確認シート」を必ずご確認ください。
※就業規則等は全文提出してください。

表彰

- ・認定回数が通算7回の企業を「7回継続賞」、5回を「5回継続賞」、3回を「3回継続賞」とし、継続した取組に対して賞を授与します。
- ・顕著な取組をしている企業等に「特別賞」を授与します。

横浜市政策局男女共同参画推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL：045-671-2017 FAX：045-663-3431

Eメール：ss-danjohyoshou@city.yokohama.jp

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/balance/hyoshou.html>

よこはまグッドバランス賞

検索

令和4年度横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について

令和4年度の横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について、下記のとおり進めます。

1 選考スケジュール（予定）

令和4年 7月1日～7月29日	候補者推薦依頼期間 ※横浜市区局・統括本部及び関係団体へ推薦依頼
10月～11月	審議会委員による事前審査（書類審査）
11月	被表彰者について審議（第2回男女共同参画審議会）
12月	男女共同参画審議会から市長に答申
令和5年 1月	被表彰者決定、記者発表、表彰式実施

2 審査方法

より多様な意見を取り入れた公正な審査、また審議会での効率的な審議を行うため、委員による「書面による事前審査」および「審議会における評価」の2段階にて被推薦者の審査を実施しています。10月～11月に書類での事前審査を依頼しますのでよろしくお願ひします。

3 添付資料

- (1) 横浜市男女共同参画貢献表彰要綱
- (2) 横浜市男女共同参画貢献表彰審査要領

【表彰概要】

1 目的

男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資する

2 対象者

- (1) 本市に在住若しくは在勤・在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体
- (2) 専ら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

3 表彰の区分

- (1) 功労賞（原則数名又は数団体）
本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に顕著な功績のあった個人・団体、又は実践的な活動を積み重ね男女共同参画の推進に貢献してきた個人・団体
- (2) ユース賞（原則数名又は数団体）
本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に取り組み、今後の男女共同参画を担う者として活躍が期待できる35歳以下の個人又はおおむね35歳以下の個人で構成される団体

横浜市男女共同参画貢献表彰要綱

制 定 平成 23 年 1 月 4 日 市男女第 637 号(市民局長決裁)

最近改正 令和 4 年 6 月 27 日 政男女第 120 号(政策局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、横浜市における男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰することによって、男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする「横浜市男女共同参画貢献表彰」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類・対象)

第 2 条 市長は、次の各号に該当するもので、相当と認めるものを表彰する。

(1) 功労賞

本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に顕著な功績のあった個人・団体、又は実践的な活動を積み重ね男女共同参画の推進に貢献してきた個人・団体

(2) ユース賞

本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に取り組み、今後の男女共同参画を担う者として活躍が期待できる 35 歳以下の個人又はおおむね 35 歳以下の個人で構成される団体

2 前項の規定により表彰を受ける者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 本市に在住、在勤若しくは在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体

(2) 専ら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

(候補者の推薦)

第 3 条 次の各号の長は、表彰にふさわしい候補者を市長に推薦することができる。

(1) 横浜市各区局及び統括本部

(2) 横浜市市民協働推進センター

(3) 横浜市男女共同参画推進協会

(4) 横浜市スポーツ協会

(5) 横浜市芸術文化振興財団

(6) よこはまユース

(7) 横浜市国際交流協会

(8) 横浜市社会福祉協議会

(9) 横浜企業経営支援財団

(10) 横浜商工会議所

(11) その他政策局長が必要と認める団体

2 前項の規定により推薦を行う者は、横浜市男女共同参画貢献表彰候補者推薦調書（様式 1、様式 2）により、推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第 4 条 市長は、横浜市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を踏まえて被表彰者を決定するものとする。

(被表彰者の数)

第5条 この表彰における被表彰者の数は、いずれの賞も数名又は数団体とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年度市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(表彰の除外)

第7条 次の各号の一に該当するものについては、表彰の対象から除くものとする。

- (1) この要綱による、同一の種類を既に受賞したもの
- (2) 男女共同参画を本務とする市の出資法人及びその法人に現在在職する役員又は職員
- (3) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。

(事務局)

第8条 表彰に関する事務は、政策局男女共同参画推進課において行う。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

推薦者	所在地		
	団体名		
	代表者		
記入者	氏名	TEL	— —
	所属部署	FAX	— —
	e-mail		

候補者	<個人の場合>		<団体の場合>	
	ふりがな		ふりがな	
	氏名		団体名	
	性別	生年月日 年 月 日	ふりがな 代表者名	
	職業		設立年月日 年 月 日	
	活動者としての現職		団体の目的	
	経歴(職歴等)		構成人員 人(うち女性 人、男性 人)	
	住所又は所在地			
賞 罰	年月日	賞罰の内容		

※ 推薦調書に記載された個人情報は、本推薦及び表彰に関連する用途に限って使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行います。

推薦理由		
横浜市への貢献	横浜市域でどのような貢献や活動をしてきたか、具体的に記載してください。	
主な活動の経歴	年月日	経歴
候補者について下記の項目につき、それぞれ具体的に記載してください。また、候補者の実績や事業内容の資料を添付する場合は、A4用紙3ページ以内で提出してください。(新聞記事等含む。)		
項目	ア 貢献度（横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか）	
	イ 成果・影響度（活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか）	
	ウ 先駆性（女性（男性）の少ない分野に挑戦するなど、女性（男性）の新たな社会参画を支援するものであるか）	
	エ 受賞による波及効果（本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として人々に訴えかけるものであるか）	

(第3条第2項)
(様式2)

横浜市男女共同参画貢献表彰候補者推薦調書【ユース賞】

(記入日) 年 月 日

推薦者	所在地		
	団体名		
	代表者		
記入者	氏名	TEL	— —
	所属部署	FAX	— —
	e-mail		

候補者	<個人の場合>		<団体の場合>	
	ふりがな		ふりがな	
	氏名		団体名	
	性別	生年月日 年 月 日	ふりがな	代表者名
	職業		設立年月日 年 月 日	
	活動者としての現職		団体の目的	
	経歴(職歴等)		構成人員 人(うち女性 人、男性 人) 構成人員のうち35歳以下が占める割合 %	
	住所又は所在地			
賞 罰	年月日	賞罰の内容		

※ 推薦調書に記載された個人情報は、本推薦及び表彰に関連する用途に限って使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行います。

推薦理由		
横浜市への貢献	横浜市域でどのような貢献や活動をしてきたか、具体的に記載してください。	
主な活動の経歴	年月日	経歴
候補者について下記の項目につき、それぞれ具体的に記載してください。また、候補者の実績や事業内容の資料を添付する場合は、A4用紙3ページ以内で提出してください。(新聞記事等含む。)		
項目	ア 先導度 (女性 (男性) が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか)	
	イ 成果・期待度 (活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか)	
	ウ ユニーク性 (活動が革新的でユニークか (分野・着眼点・手法等))	
	エ 継続性 (個人・団体又は後進が取組を継続できるか)	

横浜市男女共同参画貢献表彰審査要領

1 目的

この要領は、横浜市男女共同参画貢献表彰の被表彰者の決定を行うにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

被表彰者の審査は、次の手順により行うものとする。

(1) 横浜市男女共同参画審議会での審査

ア 書面による事前評価

横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」)の委員は、この要領の評価及び審査項目の視点から事前に評価を行い、事前評価表(別紙1)に記載して事務局へ提出する。

イ 審議会における評価

審議会は、審議会委員の事前評価を参考に、候補者について審査し、その結果を市長へ報告(答申)する。

(2) 被表彰者の決定

市長は、審議会の審査内容をもとに、被表彰者を決定する。

3 評価及び審査項目

(1) 功労賞

ア 貢献度 (横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか)

イ 成果・影響度 (活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか)

ウ 先駆性 (女性(男性)の少ない分野に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものであるか)

エ 受賞による波及効果 (本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として人々に訴えかけるものであるか)

(2) ユース賞

ア 先導度 (女性(男性)が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか)

イ 成果・期待度 (活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか)

ウ ユニーク性 (活動が革新的でユニークか(分野・着眼点・手法等))

エ 継続性(個人・団体又は後進が取組を継続できるか)

4 その他(審査からの除斥)

審査会の委員が、表彰の候補となっている個人の親族又は団体の構成員である場合、当該委員は、その年度の表彰の審査には参加できないこととする。なお、除斥の要件にあてはまる場合、委員は、あらかじめ申出書(別紙2)により、その旨を委員長に申し出なければならない。

〇〇年度 横浜市男女共同参画貢献表彰 候補者事前評価表【功労賞】

記入者氏名

記載方法：各候補者について、項目ごとに5段階（A非常に優れている B優れている C普通 Dやや不十分 E不十分）で点数をつけてください。

項目・定義	配点	候補者名	候補者名	候補者名	候補者名
【貢献度】 横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか	40				
【成果・影響度】 活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか	30				
【先駆性】 女性（男性）の少ない分野に挑戦するなど、女性（男性）の新たな社会参画を支援するものであるか	15				
【受賞による波及効果】 本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として、人々に訴えかけるものであるか	15				
合計点	100	0	0	0	0
【講評】 ご意見がありましたらご記入ください					

横浜市男女共同参画貢献表彰 評価の考え方【功労賞】

項目・定義	着眼点	配点	A:非常に優れている (5/5)	B:優れている (4/5)	C:普通(3/5)	D:やや不十分 (2/5)	E:不十分 (0/5)
<p>【貢献度】 横浜市の男女共同参画社会の実現に向けて特定分野に限らず、幅広く活動してきたか ・(団体に所属している場合)所属において役員等意思決定に関わっていたか ・活動の発展に向けて意欲的に取り組んでいるか ・活動について新しい手法や改善・提案を行ってきたか ・後輩、部下が活動に必要な知識・経験の熟練を向上させるような効果的な指導を行ったか</p>	40	<p>横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、複数的分野で自ら積極的に活動し、かつ、後進の育成に努めたなど、その程度が著しく優れている</p>	<p>横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、複数的分野で自ら積極的に活動し、かつ、後進の育成に相当程度努めた</p>	<p>横浜市の男女共同参画社会の実現に向けて活動したが、種性や十分とは言えない。又は活動分野が特定の分野に限られる。又は、後進の育成が必要ない。</p>	<p>横浜市の男女共同参画社会の現状に比べて十分とは言えない。かつ、社会に影響を与えた事例がない。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分と認められる。かつ、社会に影響を与えた事例がない。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分と認められる。かつ、社会に影響を与えた事例がない。</p>
<p>【成果・影響度】 活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか</p>	30	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が非常に優れている。かつ、社会に大きな影響を与えたことと認められる。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が優れている。かつ、社会に大きな影響を与えたことと認められる。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分と認められる。かつ、社会に影響を与えた事例がある。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分と認められる。かつ、社会に影響を与えた事例がある。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分と認められる。かつ、社会に影響を与えた事例がある。</p>	<p>活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分と認められる。かつ、社会に影響を与えた事例がある。</p>
<p>【先駆性】 女性(男性)の少ない分野に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものか</p>	15	<p>女性(男性)が著しく少ない分野(10%未満)に挑戦するが、類似の活動を行っている個人・団体の少ないなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援する顕著な活動を行った。</p>	<p>女性(男性)が少ない分野(20%未満)に挑戦するが、類似の活動を行っている個人・団体の少ないなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援する活動を行った。</p>	<p>女性(男性)の少ない分野(40%以下)に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものがある。</p>	<p>女性(男性)の新たな社会参画を支援するものであるが、その分野の男女別割合が均衡しているか、類似の活動が多く存在する。</p>	<p>活動内容が一般的であり、先駆的であるとは言えない。</p>	<p>活動内容が一般的であり、先駆的であるとは言えない。</p>
<p>【受賞による波及効果】 本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として、人々に訴えかけるものであるか</p>	15	<p>活動実績自体の持つ訴えかける力があるか ・訴えかける対象範囲の広さ ・強さ</p>	<p>活動実績は男女共同参画の推進の事例として、人々に強く訴えかけ、その程度が顕著である</p>	<p>活動実績は男女共同参画の推進の事例として、人々に訴えかけ、その程度が優れている</p>	<p>活動実績は男女共同参画の推進の事例として、人々に相当程度訴えかけるものである</p>	<p>活動実績は男女共同参画の推進の事例として、人々に訴えかけるが、影響は限定的である</p>	<p>活動実績は男女共同参画の推進の事例として、人々に訴えかける力に欠ける。</p>

〇〇年度 横浜市男女共同参画貢献表彰 候補者事前評価表【ユース賞】

記入者氏名 _____

記載方法：各候補者について、項目ごとに5段階（A非常に優れている B優れている C普通 Dやや不十分 E不十分）で点数をつけてください。

項目・定義	配点	候補者名	候補者名	候補者名	候補者名
【先導度】 女性（男性）が自らもチャレンジしたいと思う ような身近なモデルであるか	40				
【成果・期待度】 活動の業績が十分にあり、今後発展的に活躍 することが期待できるか	30				
【ユニーク性】 活動が革新的でユニークか（分野・着眼点・手 法等）	15				
【継続性】 個人・団体又は後進が取組を継続できるか	15				
合計点	100	0	0	0	0
【講評】 ご意見がありましたらご記入ください					

横浜市男女共同参画貢献表彰 評価の考え方【ユース賞】

項目・定義	着眼点	配点	A:非常に優れている (5/5)	B:優れている (4/5)	C:普通 (3/5)	D:やや不十分 (2/5)	E:不十分 (0/5)
【先導度】 女性(男性)が自らもチャレンジしたいと思うようなモデルであるか	・若い世代に限らず、広く市民が挑戦する意欲を掻き立てられるような活動 ・興味・関心をもち、日常的に慣れ親しむ分野における活動か ・市民生活に密着し、日常的に慣れ親しむ分野における活動か	40	活動業績に興味・関心に優れ、市民生活の中で取り入れやすい活動であることなど、女性(男性)が自らも積極的にチャレンジしたいと思うようなモデルである	活動業績に興味・関心をもち、市民生活の中で取り入れやすい活動であることなど、女性(男性)が自らも積極的にチャレンジしたいと思うようなモデルである	女性(男性)が自らもチャレンジしたいと思うようなモデルである	活動業績に興味・関心をもち、市民生活の中で取り入れられることが難しい	活動業績が男女共同参画社会の実現に向けた取組と乖離している。
【成果・期待度】 活動の業績が十分にあり、今後発展的に活躍することが期待できるか	・活動の具体的事例から、業績が十分に認められるか ・男女共同参画社会の実現に向けた取組としてふさわしく、今後発展的に活躍することが期待される活動であるか	30	活動の業績が顕著であると認められる具体的な事例があり、今後、発展的に活躍することが期待できる	活動の業績が優れていると認められる具体的な事例があり、今後、発展的に活躍することが期待できる	活動の業績が十分にあり、今後発展的に活躍することが期待できると相当程度認められる	活動の業績があり、今後引き続き活躍することが期待できる	活動の業績が十分であると認められる具体的な事例に乏しい
【ユニーク性】 活動が革新的でユニークか(分野・着眼点・手法等)	・活動の分野・着眼点・手法のいずれかに創意工夫が認められ、固定観念にとらわられず、新しい考え方を提案しているか ・類似の取組の有無	15	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかが革新的かつユニークであると認められ、その程度が非常に優れている	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかが革新的かつユニークであると認められ、その程度が優れている	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかが革新的かつユニークであると相当程度認められる	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかには創意工夫が認められるが、必ずしも革新的かつユニークであるとは言えない	活動の分野・着眼点・手法等のいずれにも革新的かつユニークな点がない
【継続性】 個人・団体又は後進者が取組を継続できるか	・取組を継続できる仕組みの有無 ・個人・団体の意欲が高く、今後の継続が期待できる	15	取組を個人・団体又は後進の者が継続できると非常に高く認められる	取組を個人・団体又は後進の者が十分に継続できると認められる	取組を個人・団体又は後進の者が継続できると相当程度認められる	取組を個人・団体又は後進の者が継続するための工夫が求められる	取組を個人・団体又は後進の者が継続するための今後の相当の努力が求められる

横浜市男女共同参画審議会会長

横浜市男女共同参画貢献表彰の審査に関する申出書

私は、令和●年度横浜市男女共同参画貢献表彰の審査において、
次の理由により、審査要領に定める、審査からの除斥の要件に該当
することを申し出ます。

(理由)

- 1 候補者（個人）の関係者であるため

(具体的に

)

- 2 候補者（団体）の構成員等であるため

(具体的に

)

令和 年 月 日

横浜市男女共同参画審議会

氏名

印

推薦にあたっての活動参考事例

- 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進
例：ロールモデルとして女性登用の推進役や後進育成
例：起業を目指す女性のネットワークを主催
- DV防止とあらゆる暴力の根絶
例：DV、虐待被害等、困難な状況にある人の精神的・経済的自立を支援する活動
- 困難を抱えた女性への自立支援
例：若年無業女性への就労支援活動
例：外国人女性の生活支援
- ライフステージに応じた女性の健康支援
例：女性特有の健康課題（不妊、産後うつ、乳がん等）に関する活動
例：若い世代への性に関する適切な教育に関する活動
- 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進
例：男性の育児参加を促進する活動
- 地域・教育における男女共同参画の推進
例：地域防災拠点等における女性の視点を取り入れた先駆的な取組・運営
例：シニア世代による地域子育て支援等 先駆的な取組・運営
例：女性が少ない分野（理工系等）への進路選択機会の支援

【参考】過去の受賞者・受賞団体 ○…個人 ◎…団体

年度	区分	受賞者(敬称略)
令和3年度	功労大賞	○上田 暢子((一社)ぴあリング/(株)リサ・サーナ代表)
	推進賞	○大日方 邦子((株)電通グループ フェロー/電通総研 副所長) ○成田 真由美(横浜サクラスイミングスクール所属)
2年度	功労大賞	○岩城 孝子(公益社団法人神奈川県宅建物取引業協会 副会長)
	推進賞	○小泉 暁美(NPO法人 神奈川県視覚障害者情報雇用福祉ネットワーク (View-Net 神奈川) 代表) ◎医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム
元年度	功労大賞	○高橋 和子(公益財団法人横浜市体育協会 評議員・静岡産業大学 教授) ○松本 和子(特定非営利活動法人ふらっとステーションドリーム 理事長・特定非営利活動法人いこいの家夢みん 副理事長)
	推進賞	○関 治美 (新吉田あすなろ連合町内会長) ○防後 優子 (城郷地区連合町内会長) ○梁田 理恵子 (中区民生委員児童委員協議会会長) ◎横浜市消防団
平成30年度	功労大賞	◎認定NPO法人エンパワメントかながわ ◎認定NPO法人地球市民ACTかながわ(TPAK) ○平出 田鶴子(社会福祉法人あさひ理事長)
	推進賞	○東 みちよ(一般社団法人スマート・ウィメンズ・コミュニティ代表理事) ◎特定非営利活動法人森ノオト
29年度	功労大賞	○大越 由美子(旭区希望が丘東地区連合自治会副会長) ○大伴 好子(つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会会長 鶴見区更生保護女性会会長 鶴見区市場下町自治会長)
	推進賞	○武居 和子(横浜市レディース卓球連盟会長) ○藤田 美智子(鶴見区障害児者団体連合会会長) ◎ボランティアいでたち
28年度	功労大賞	○池田 敬子(日本体育大学名誉教授、一般社団法人全日本ジュニア体操クラブ連盟会長) ○嶋田 昌子(NPO法人横浜シティガイド協会 副会長)
	推進賞	○小林 由美子(保土ヶ谷区民会議 代表委員) ◎特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば
27年度	功労大賞	○有賀 美代(社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長) ○清水 靖枝(長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会 事務局長)
	推進賞	○坂田 静江(横浜農業協同組合 理事)
26年度	功労大賞	○西井 華子(医療法人社団養心会鶴見西井病院 院長・医師)
	推進賞	○岩城 孝子(ひだち屋不動産 代表者) ○小栗 昭子(認定NPO法人あつとほーむ 代表理事) ◎株式会社 ダッドウェイ
25年度	功労大賞	○早川 和子(ポリネシア舞踊研究家) ○日浦 美智江((社福)訪問の家 理事)
	推進賞	○山川 英子(青葉区連合自治会長会 副会長) ◎特定非営利活動法人 親がめ(子育て支援団体)
24年度	功労大賞	○佐伯 輝子(医師、元寿町勤労者福祉協会診療所長)
	推進賞	○近賀 ゆかり(プロサッカー選手) ◎よこはま一万人子育てフォーラム(子育て支援団体) ◎横浜市西消防団(消防団)
23年度	功労大賞	○有馬 真喜子(NPO法人UN Women(国連女性機関)日本国内委員会理事長) ◎特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら(DV被害者等の支援) ◎特定非営利活動法人 女性の家サーラー(DV被害者等の支援) ◎社会福祉法人 礼拝会(DV被害者等の支援)
	推進賞	○秦 好子(横浜災害ボランティアバスの会代表理事) ○外山 薫(金沢区災害ボランティアネットワーク代表) ◎特定非営利活動法人 ビーのびーの(子育て支援)